

財務省告示第四百十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十七年度の初日から平成十七年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十七年十月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十七年度の初日から平成十七年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	一七・九五トン
三	四トン
四	一三、六六三トン
五	九七四トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
六一五トン	四六七トン	七、九六六トン	五一、七三八トン	一八、九一トン	六七四トン	三五二、七九五トン	七四六、三五トン	二、七五、六トン	二四、六五九トン	二、九四トン	一、九三トン	一九、四二トン	・九五トン	トン	五トン

二九	七五八トン
二八	トン
二七	六、四八トン
二六	九三トン
二五	トン
二四	一一トン
二三	二、八八四トン
三三	五八トン
三一	一八、八九三トン